

國際金融業務條例施行細則部分條文修正條文

第二章 銀行及證券商

第四條 (刪除)

第五條 (刪除)

第六條 (刪除)

第七條 (刪除)

第十二條之一 第十條及第十一條之規定於國際證券業務分公司
準用之。

前條規定於國際證券業務分公司辦理本條例第
二十二條之四第一項第六款之資產配置時準用之。

第三章 (刪除)

第十三條 (刪除)

第十四條 (刪除)

第十五條 (刪除)

第十六條 (刪除)

第十七條 (刪除)

第十八條 (刪除)